

⑧ 育児休業期間中の掛金免除<共済組合>

育児休業期間中の組合員は、本人からの申出により掛金(保険料)が免除されます。

・ 免除要件

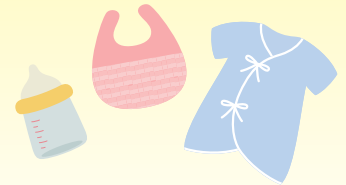
① 例月給与

(1) 月末時点で育児休業を取得していること。

(2) **同一月内**に育児休業の開始日と終了日があり、その月内に**14日以上**の育児休業を取得していること。

② 期末勤勉手当

支給月末日時点で育児休業を取得している、かつ1カ月を超える育児休業を取得していること。



⑨ 育児休業手当金<共済組合>

組合員が子を養育するため育児休業をしたとき、その子が1歳(1歳に達した日後も保育所に入所できない等の特別な事情がある場合は、2歳)に達する日まで支給されます。

・ 支給額

① 育児休業初日～180日: 標準報酬月額 × 1/22 × 67/100 × 支給日数(1日当たりの給付上限額14,097円)

② 育児休業181日～ : 標準報酬月額 × 1/22 × 50/100 × 支給日数(1日当たりの給付上限額10,520円)

ただし、給付上限額を超える場合は、給付上限額×支給日数

※「支給日数」は育児休業期間の総日数から土日を除いた日数になります。「給付上限額」は毎年8月に変更されます。



⑩ 育児支援金<互助会>

会員が5日以上育児休業を取得し、かつ5日経過したときに給付されます。

・ 給付額: 20,000円(同一の子1人につき1回限り)

手続き等の詳細は、共済組合、互助会へお問い合わせください。

共済組合

・ 掛金免除に関すること 共済企画・保健グループ 017-734-9912
 ・ 給付に関すること 共済給付・年金グループ 017-734-9913

互助会

017-734-9914



ベネフィット・ステーションの育児支援サービス 「すくすくファミリーサポート」を活用しよう!

すくすくファミリーサポート とは?

ファミリーサポートは、全国1083市区町村の地域において、**育児援助を受けたい人と行いたい人が会員となり助け合う会員組織**です。すくすくファミリーサポートは、すくすく倶楽部会員様のファミリーサポート利用料を一部負担いたします。

利用可能施設: 青森市ファミリー・サポート・センター、八戸市ファミリーサポートセンターなど、県内計6か所

補助額は? 1か月3,000円以上利用した場合 **3,000円補助**

ご利用方法

① まずは「すくすく倶楽部」に登録

すくすく倶楽部の「申し込む」より必要事項を記入の上、証明書類を添付して申請。
 ※締切から1週間程度で「すくすく倶楽部会員ID」がメールで届きます。

② 利用したいファミリーサポートセンターへお申込み

※利用金額を施設にお支払いください。

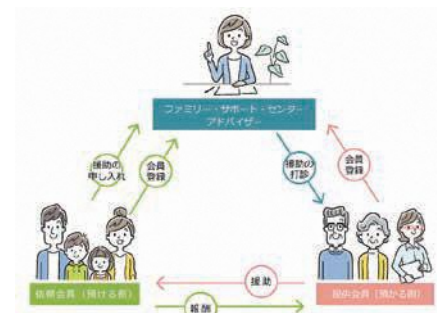
③ すくすくファミリーサポートの申請フォームに必要事項を入力

すくすくファミリーサポートの「申し込む」より必要事項を記入して申請。

④ 活動報告書を送付

上記申請時、活動報告書の写真やデータをWEBアップロードしてください。
 ※PC・スマートフォン対応 アプリ対応外
 ※活動報告書の提出期限はご利用月の翌々月10日までとなります。

⑤ 申請確認後、利用金額に応じて申請締切月の月末までに補助金をお振込みいたします。



出典 一般財団法人女性労働協会 ホームページ

すくすく倶楽部の
詳細はこちら↓



青森県内の
ファミリーサポートセンター
情報↓

